

日証協（自） 23 第 88 号  
日証協（自 1） 23 第 89 号  
平成 23 年 12 月 6 日

内部管理統括責任者 殿

日本証券業協会  
常務執行役 平田 公一

## 「協会の従業員に関する規則」に規定する職務上知り得た秘密の 漏えい禁止について

—営業ルール照会制度に基づく照会及び回答—

標記の件について、営業ルール照会制度に基づき、協会員から照会のあった下記Ⅰの照会事項について、下記Ⅱのとおり回答いたしましたので、御通知いたします。

### 記

#### Ⅰ. 照会事項

「協会の従業員に関する規則」第 7 条第 3 項第 17 号に定める「職務上知り得た秘密を漏洩すること」の解釈について

（照会事項に関する当社の考え方）

平成 13 年 9 月 21 日付通知（日証協（会規）13 第 32 号）では、株式の時価発行増資等に際してのブックビルディング方式の過程において、主幹事証券会社及び各引受シ団メンバーが把握する主要な機関投資家の名称及びその需要内容を、発行会社からの要請に応じて、当該投資家の同意を得ることなく開示することは、「顧客カード等により知り得た秘密」を漏洩することを禁止する「協会の投資勧誘、顧客管理に関する規則」（以下「投資勧誘規則」といいます。）第 5 条第 2 項に抵触する旨が確認されています。

日本企業による海外での株式の時価発行増資等の場合においても、ブックビルディング方式により価格決定が行われることが一般的です。この場合、海外の投資家の需要の調査は、当該投資家を顧客とする協会員の海外関連会社（有価証券の引受け等に関する規則第 37 条第 2 項に定める「海外関連会社」をいいます。）が行います。

協会員の海外関連会社の顧客である投資家については、投資勧誘規則における「顧客」には該当しないものと理解しております。ただし、当該投資家の名称及び需要内容については、「協会の従業員に関する規則」第 7 条第 3 項第 17 号に定める「職務上知り得た秘密」に該当すると考えられます。

したがいまして、平成 13 年 9 月 21 日付通知（日証協（会規）13 第 32 号）での回答と同様に、協会員が、海外関連会社の顧客である投資家の名称及び需要内容を、当該投資家の同意を得ることなく発行会社に開示することは、「職務上知り得た秘密を漏洩すること」に該当し、「協会員の従業員に関する規則」第 7 条第 3 項第 17 号に違反するものと理解します。

## II. 照会事項に対する回答

貴見のとおりで差し支えありません。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先：自主規制企画部（Tel：03 - 3667 - 8470）